

森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年10月1日

提出者

浅野俊雄
成相安信
洲浜繁達
岡本昭二
小沢秀多
田中八洲男
尾村利成
角智子
須山隆司
吉田政成
山根成一
嘉本祐一

細田重雄
福田正明
原成充
三島治
大屋俊弘
和田章一郎
白石恵子
中島謙二
珍部芳裕
石原真一
足立真昭
岩田浩岳

佐々木雄三
森山健一
五百川純寿
絲原徳康
中村芳信
園山繁一
藤間恵一
池田昭
平谷代美
萬生弘俊
越

(別紙)

森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書

森林は国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの多面的機能を有し、国民生活に欠かせない大きな役割を担っている。

戦後に造林した人工林が本格的な利用期を迎え、この森林資源を利用し、林業の成長産業化を進めることは、雇用の促進や定住促進に効果が期待できる。

また、林業の成長産業化を進めることにより、地域の豊富な森林資源の循環利用による森林の適切な維持・管理を図ることが重要である。

林業の成長産業化の実現には、路網整備や高性能林業機械などの木材生産体制をはじめ、製材所などの木材加工体制の構築など供給側の対策と住宅や公共建築物等への利用、木質バイオマスの電力や熱への利用などの木材利用推進のための需要側の対策を並行して推進することが必要である。

本県においては、森林整備加速化・林業再生基金事業の実施により、高性能林業機械の導入、製材所やチップ工場の新設、合板工場の設備強化、木質バイオマス発電所などがこれまでにない規模と速度で整備されるとともに、木材生産量の増加や県産材需給量の増加などの効果が現れているところである。

こうした状況の中で、本事業が平成26年度末に終了すると、林業・木材産業の成長の機会を逸するばかりか、疲弊している地域経済に多大な影響を与えかねず、引き続き川上から川下までの一体的な対策を強力に推進することが必要である。

このようなことから、下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 一体的な対策を継続的に取り組むことのできる森林整備加速化・林業再生基金事業を延長・拡充し、林業・木材産業の総合的な振興策を講じること。
- 2 地方がアイデアを活かし、数年間にわたって主体的、弾力的かつ機動的に取り組めるよう対策に必要な財源を基金として措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣

【平成26年10月1日原案可決】